

事務連絡
令和4年4月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省
不動産・建設経済局
建設業課長
建設市場整備課長

「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する
下請事業者等に対する配慮について」
(周知依頼)

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

これを受けて、同日、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について(令和4年4月26日付国不建第52号)」により、適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保等について周知したところです。

これに加えて、この度、原油を始めとするエネルギー価格の高騰等の状況を踏まえ、別添のとおり、「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について」として、国土交通大臣・経済産業大臣・公正取引委員会委員長連名で、中小企業の適切な価格転嫁に関する要請をいたします。

貴団体におかれては、要請文の趣旨を踏まえ適切な対応を図るよう、会員企業への周知方お願いいたします。また、団体から周知を受けられた各企業におかれましては、経営者から、営業・調達を担当役員及び管理職にもこの要請文を十分に周知・徹底していただきますようお願い申し上げます。